

旅行業登録事項変更届提出書類一覧表

表1 (旅行業者自身に関する変更)

変更事項 必要書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				取扱管理者 選任変更	F電話 AX番号 変更	供託金の差替
		事業者氏名	事業者住所	商号※1	法人代表者	本店所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止※2			
届出書	登録事項変更届出書第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	差し替え後の供託書の写し
	変更届出添付書類(1)	○	○	○	○	○	○							○	
	変更届出添付書類(2) (支店関係)								○	○	○	○		○	
	変更届出添付書類(3) (所属する代理業者に関する変更) ⇒表2を参照のこと。														
A	戸籍抄本(改姓の場合)	○													
B	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)			○	○	○									
C	住民票		○	←注 マイナンバーが記載された住民票は不可											
D	宣誓書				○										
E	使用权を証する書類(賃貸借契約書(写)、建物登記簿謄本等)※7		※3			※3		○		○	○				
F	旅行業務取扱管理者選任一覧表※4										○	○	○		
	合格証又は認定証(写) 宣誓書 履歴書										○		○		
備考		※来庁し、手続きすること。											郵送可		

表2 (所属する旅行業者代理業者に関する変更)

変更事項 必要書類		所属する代理業者の変更事項												
		新規登録 ※5	登委託契約抹解除 ※6	個人		法人		主たる営業所		その他の営業所				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
		事業者の氏名	事業者の住所	商号	本店の所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	廃止			
A	届出書	登録事項変更届出書第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	届出書	変更届出添付書類(3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C		旅行業者代理業業務委託契約書(写)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○ 変更の日から30日以内に東京都に持参し届け出てください。(表1の⑫~⑭の変更は郵送可)

○ 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。

○ 他道府県からの転入の場合は、事前に電話で予約してください。

※1 商号の変更は事前に東京都に照会すること。(同一商号を避けるため)

※2 その他の営業所の廃止で、その他の営業所が全く無くなる場合は、変更届出添付書類(2)の提出は不要

※3 事業者住所又は本店所在地と主たる営業所の所在地が同じ場合は、使用权を証する書類を添付

※4 管理者が出向の場合は、出向契約書(写)及び本人の同意書(写)が必要。また、管理者が改姓の場合は、戸籍抄本を添付

※5 他の登録行政庁(他道府県)登録の代理業者の場合は、その登録簿の写しを添付

※6 代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類を添付

所属する代理業者が全く無くなる場合は、変更届出添付書類(3)の提出は不要

※7 転貸借の場合は、①所有者と借主の契約書 ②所有者の同居承認書 ③転貸借契約書 各写しが必要

変更届出添付書類(1)~(3)は、それぞれ「変更届出添付書類」1枚と「登録簿」3枚の計4枚を提出してください。